

景品表示法における課徴金制度導入について

平成 26 年 9 月 4 日

消費者庁課徴金制度検討室 意見募集担当
御中

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
(通称NACS)

消費者提言特別委員会

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 14 号

全国婦人会館 2 階

電話 03-6434-1125

Fax 03-6434-1161

Eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

《意見》 課徴金制度導入に賛成します。

《理由》

今回の制度案では、課徴金算定率は限定的な範囲にとどめ、加算措置の導入も見送られ、課徴金の免除や減額の措置についても、自主返金による課徴金免除が導入されるなど、充分事業者側に配慮された中身になっていますが、課徴金制度そのものを可及的速やかに導入することこそ先決と考えます。

政府はそもそも平成 20 年に課徴金制度の導入を閣議決定していたものですが、消費者庁設置に伴い、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際に合わせて検討するとして保留になっていたものです。消費者庁が未だ約束を果たせていないのがむしろ問題であり、この 5 年間、不当表示事案が後を絶たない社会現象的状况は、憂慮する事態を通り越し対策こそが喫緊の課題となっています。

また、あらゆる表示には常に合理的根拠が必要であり、直ちに合理的根拠を提出できない表示は、そのこと自体が消費者に対する背信行為と言わざるを得ない“不当表示”です。事業者が委縮して日本経済が混乱するというのはまやかしにすぎません。不当表示を意図する悪質な事業者に姿勢を糺させることこそが課徴金制度導入の目的であり、「ありのままの姿」を表示して健全な事業活動を展開している事業者には、不当な表示を行う事業者を市場から排除させ公正な競争原理に基づく市場を育成する観点からも理解されるものと思

います。制度案は健全な消費市場の構築に資するものゆえ何としても臨時国会での成立を強く望みます。

《意見》 「賦課金額の算定」に関しては低すぎます。
再検討をお願いします。

《理由》

対象商品又は役務の売上額の3%と一律に算定されています。
一律の是非はともかく、3%では低すぎます。不当表示の「やり得」を防止のために導入される今回の制度です。是非、再検討をお願いいたします。

《意見》 「規模基準」に関して基準値が高すぎます。
再検討をお願いします。

《理由》

課徴金の額が150万円未満となる場合には課徴金を賦課しない、となっています。

課徴金額は150万円は、前述の売上金の3%で試算しますと、売上金5000万円の事業者になります。

これまで中小規模の事業者が不当表示を行ったケースも散見されています。売上金5000万円未満の事業者が課徴金から逃れられるようでは、折角の課徴金制度導入の抜け道を与えているように思います。規模基準に関して再検討をお願いいたします。

以上